

一般質問通告書

次の件について、会議規則第60条の規定により、一般質問の通告をいたします。

(全体所要時間 60 分)

令和3(2021)年11月29日 午前 時 分 受付

広陵町議会議員 八尾 春雄 印

広陵町議会議長 吉村 裕之 様

質問の要旨(できるだけ具体的に)	答弁者
<p>質問事項(1) 令和3年10月31日総選挙における投票・開票実務について</p> <p><内容> 早朝より深夜に及ぶ職員各位の労働に敬意を表します。</p> <p>今度の選挙は相変わらず死に票の多い小選挙区制度や告示までに与党の党内運営を長時間報道するマスコミの偏向した対応などいろいろな問題・課題が浮き彫りになった選挙であった。</p> <p>① 氏名や政党名を片手で記入せざるを得ない(片手では用紙が滑り記入が難しい)障がい者から「磁石の設置」の相談があったがどのように対応したか。</p> <p>② 一束で99枚の投票用紙を、誤って100枚あるものとして処理がなされようとした事例があった。再発防止策を問う。</p> <p>③ 「民主党」と記載した票が全国で200万票あったとの報道がある。予め総務省は県選管を通じて、立憲民主党と国民民主党が「民主党」と略称登録をしているので、「民主党」と記載した票はこの2党に按分することを通知している。開票事務を開始する前に選管委員長から説明するべきではないか。</p>	町長 & 選挙管理委員長: 竹井宗男様
<p>質問事項(2) 横峯公園における犬の散歩(試行)について</p> <p><内容> 9月議会の答弁で、同公園において、犬の立ち入りができるエリアと立ち入りが出来ないエリアに分けての年度内の試行が明らかにされた。町はこの問題で一步前に進めようとしていることが分かる。</p> <p>① ところが、都市整備課は自分たちでエリアを決定し、関係者に周知するという手法で説明に臨んだため、愛犬家の了解が得られない事態になっている。公園の利用実態を最もよく知る住民の意見を尊重してすり合わせを実行する必要がある。このままでは「みなさんとともにいい町づくり」方針にも反していないか。</p> <p>② さらに、実態に合わない試行基準であれば、実態行為をどのように判断するのが焦点になる。もともと犬の入場を禁止する法令が存在せず、公園管理者の呼びかけに過ぎないことを理解している愛犬家の皆さんは、動物愛護管理法に定める適正な動物管理を実行しており問題がない。問題があるのは糞尿の始末をしない、リードを外す、人に吠えて恐怖感を与えるなど犬を放置する飼い主ではないか。</p>	町長

<p>質問事項(3) COP26 での二酸化炭素削減方針に関連して</p> <p><内容> 二酸化炭素発生抑制について、先般開かれたCOP26(第26回国連気候変動枠組み条約国会議)においては、最終的な声明で「石炭を段階的な縮小」との表現で妥協が図られた。わが町の取り組みはどうか。</p> <p>① 町は、令和4年3月18日をもってグリーンセンターの稼働は中止することを明らかにしている。このことにより広陵町で発する二酸化炭素の発生量は従来に比してどのように変化する見込みか。</p> <p>② 現行の「その他プラ」の回収について、これまで埋め立て処理しているとの説明であったが、最近三重県の民間業者に焼却処分を依頼していることを担当職員が認めるにいたり話題になっている。いつからどのような経緯で処理方法を変更したのか。尚、令和2年度一般会計決算審査において町長は、天理の新施設では埋め立てでなく焼却方式であることに触れて「他の9自治体が焼却であるのでこれにしたがったが、果たして現行の埋め立て処理が環境にやさしいと言えるのかは考えてみる必要がある」と答弁している。現状を町長が知らなかったということか。</p> <p>③ 天理の新施設運営は事務組合方式である。理事者の提案は事務組合議会で審議されるが、広陵町議会での採択は特に求められていない。町は同一内容を事務組合議会と広陵町議会にどのように報告し賛同を得ようとするのか。</p>	町長
<p>質問事項(4) 町が資金援助している各種団体の基本的資料の確保について</p> <p><内容> 広陵町社会福祉協議会は、事務局長が議会全員懇談会に出席して総会資料の説明をしていただき、内容が把握しやすい。議会は町政の監視役として、監査委員による監査の実施とともに、町が支給した金員が各種団体において適正に使用されているのかという視点で関心を持っている。</p> <p>① 以上の趣旨からすれば、商工会・シルバー人材センター・区長自治会長会・婦人会・老人会・PTA協議会など、いわゆる各種団体の総会資料や役員名簿などは少なくとも議会に報告があつてしかるべきではないか。</p> <p>② 本年6月1日より自治基本条例が発効している。地域における課題なども、「地域の事は地域で決定する」との方針で解決することが求められる事態となっているが、これは可能か？あるいはそうした方向は適正か？近鉄箸尾駅が無人となり安全性の確保から職員の配置を求める声がある。近畿日本鉄道もこの条例では町民に該当するが話し合いを求めるつもりか。</p> <p>③ 大字によっては神社費を計上している場合もある。大字が任意加盟組織であるので問題にしないということか。実態は町からの意向を受けた公的活動に従事している団体が特定の宗教行事を一括して経理することになっており、適切ではないと思われる。別途講組織として分離するように働きかけてほしい。</p>	町長
<p>第一回目の質問は7分を予定している。町の答弁は15分程度におさめてもらいたい。</p>	